

令和6年度第4回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	令和7年3月4日（火） 午後6時00分～午後8時00分 日野市役所2階 職員休憩室
出席委員	会 長： 西浦 定継（学識経験者 / 明星大学建築学部教授） 副会長： 鈴木 麗加（学識経験者 / 国立あさひ法律事務所） 委 員： 秋間 芳行（事業者団体関係者 / 日野市商工会理事） 委 員： 糟谷 敏美（事業者団体関係者 / 日野市商工会理事） 委 員： 田辺 真樹 （労働者団体関係者 / 全建総連東京都連日野地区協議会） 委 員： 伊羅胡 和哉 （労働者団体関係者 / 連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会）
【次第】 1. 開会 2. 議事 （1）令和7年度労働報酬下限額（工事）について （2）令和7年度公契約条例の手引きについて （3）令和6年度対象案件の運用状況（工事・委託）について （4）公契約条例アンケート結果（工事）について （5）指定管理制度への導入検討について 3. その他 4. 閉会	
2. 議事 （1）令和7年度労働報酬下限（工事）について	
事務局	・ 令和7年3月から適用される公共工事設計労務単価及び令和7年度労働報酬下限額試算資料についての説明。 ・ 公表された公共工事設計労務単価において、単価設定のなかった建具工、建築ブロック工の単価算出方法についてご意見を伺いたい。 ・ また、単価については、例年公共工事設計労務単価の85%を乗じて日野市の労働報酬下限額を算出しているが、それについても意見を伺いたい。
委員	・ この13年で設計労務単価が大きく上昇している状況はあるが、人手不足が顕在化している。 ・ 高齢者引退、転職などある中で、外国人労働者の活用が広がっているものの、いずれ母国へ帰ってしまう。 ・ 建設業に人材を確保することの重要性を感じている。 ・ 労務単価は今まで通りの85%乗じて算出する形で異論はないが、建設業の人材確保の自治体のPRについては、担い手3法でも触れているが、今後、日野市としても議論を進めていただきたい。
委員	・ 工事の単価については、年度をまたぐ契約についてはどの単価が適用されるのか。

事務局	・ 契約時の単価を適用することとなっている。
委員	・ 複数年度またぐ契約については、急激な物価高騰や人件費増などの場合は、インフレスライドを適用して契約変更することもある。
委員	・ 設計労務単価の 85% で問題ない。 ・ 自治体の中には前年の 90% を乗じるケースもある中で、近隣市と単価を比較しても問題ないと感じている。
委員	・ 屋根ふき工については前年から大きく上昇しているが、この要因は。
事務局	・ 屋根ふき工の単価が過去にどのタイミングで単価が提示されたのかは不明だが、そこから上昇率を勘案して単価を上昇したものの、それ以上の推移で単価が上昇していたということであると推測される。
委員	・ 労働報酬下限額を設計労務単価の 85% とした経緯は。
委員	・ 設計労務単価はあくまでも設計する際の基準で、実際には落札した金額はそれよりも低くなることが予想される中で、90% は厳しく、85% が妥当ではないかということを審議会で決定したという経緯がある。
会長	・ 令和 7 年度の労働報酬下限額は設計労務単価の 85% の単価を適用することとすることで決定とする。
(2) 令和 7 年度公契約条例の手引きについて	
事務局	・ 変更箇所について説明及び 1 人親方の経費の点について説明。
委員	・ 1 人親方の労務台帳の中で経費が入れられているケースが過去にあった。 ・ 1 人親方の経費は売上の 6 割くらいかかると言われる中で、経費はどこまで含まれるのかは整理した方が良いという問題提起をさせていただいた。
事務局	・ 手引き P. 8、請負契約により対象契約に従事する者（一人親方）の算定対象としない手当等として、「調達した資材や持ち込んだ機械等に係る経費」と記載があるが、その範囲について細かい定義は不明であることを説明。
委員	・ （事業として行う中で多くの経費がかかっている事例について説明があり、）経費の考え方について整理が必要だと感じている。本日結論を出さなくてもいけない課題ではないが、新年度に資料も準備ししっかりと議論を行い、結論を導き出していきたい（と話があり異論なく合意）。
委員	・ 手引きの変更点については特に意見なし
(3) 令和 6 年度対象案件の運用状況（工事・委託）について	
事務局	・ 資料に基づき労務台帳の提出状況を説明。
委員	・ 特に意見なし。
(4) 公契約条例アンケート結果（工事）について	
事務局	・ 資料に基づき事業者向け、従業員向けアンケート結果を説明。
委員	・ 労働者アンケートについては、今回、回答していただけたので、引続き実施し回答数を増やしていければよい。 ・ 労働者の方で知らない方がいたが、これを 0 名に近づけるよう進めていただきたい。 ・ 事業者アンケートについては、好意的意見が増えていることは良いこと。年

	数を重ねることで、浸透していることが分かり良かった。 ・ 公契約条例の対象範囲を広げた際に、労働者への周知も検討してもよい。 ・ 労務台帳の提出が事業者負担になっている中で、ある自治体では、事業者が現場に入る労働者の方に労働報酬下限額について示し、その金額以上に給与としてもらっていることを確認したというサインをもらうことで、労務台帳を省略しているケースもあるので、参考にしても良いのではないかな。 ・ 工事の中で、大きい金額のものは市外事業者が担う可能性がある中で、1億円未満の工事についても対象を広げることは考えた方が良いと思う。
委員	・ 対象金額を下げてすそ野を広げ、労務台帳の提出の負担を減らすことは望ましいし、実際に負担を感じているので検討していただきたい。
委員	・ 労働者アンケートについては、紙でのアンケートでの希望があったとのことなので、紙とスマートフォンとの併用で検討してもらえると良い。
委員	・ さきほどの経費の話と合わせて今後しっかりと議題に組み込み、令和7年の6月と8月の審議会で結論を組み立て、令和8年度に開始というスケジュール案で議論を進めたい（と話があり異論なく合意）。
（５）指定管理制度への導入検討について	
事務局	・ 指定管理者アンケート、関係課課題について説明
委員	・ シルバー人材センターを対象外とした場合、直接の契約の相手方ではなく再委託先として入っていた場合も対象外となると思うが、指定管理だけでなく、委託契約の場合も含めて検討した方が良い。
委員	・ 指定管理については、そもそも契約の相手方としてシルバー人材センターや自治会を対象にするかを検討しているが、再委託の整理も必要かと思う。
委員	・ 公契約条例の対象になることで、シルバー人材センターが指定管理になれないという訳ではないと思うがその辺の整理が必要。
委員	・ シルバー人材センターは、賃金に当たらないため最低賃金の適用をしなくてよいとしている中で、労働報酬下限額を求めることはなかなか難しいと思う。 ・ 担当課の意見を見てもあまり馴染まないという意見がある中で、地域福祉等の観点で対象にしないというのもありではないかな。 ・ 金額で対象・対象外を判断すると、影響が出てくるという意見もあるので、金額で絞るというより対象で絞っても良いと思う。 ・ 公契約条例適用のメリットを活かせるのも、福祉系以外の施設の方が多いと思われる。
委員	・ 施設によって対象、対象外にすることは、そこで働く人は最低賃金で良いという判断をするということになるので、それを説明できるかどうか。
委員	・ 最低賃金以上の労働報酬下限額を目指すということは理想ではあるが、シルバー人材センターのような、福祉的な事業者を対象にすることは、事業者及び主管課を納得させることも難しいと思われる。
委員	・ ボランティア、社会貢献を尊重することで、対象外にするという説明ができるのかどうか。
委員	・ 対象になる人、労働者に直接意見を聞くことが理想であると考えているが、

	それを聞く方法や時間的、人的余裕も含めてどうか。
事務局	・ 契約担当としては、指定管理者との接点がない中で、次回の審議会までに意見を聞き、まとめることは難しいと思われる。
委員	・ 審議会での議論をする中で、誰か外部の意見を聞かないと進まない案件が発生した場合、委員には直接話を聞きに行くなどの権限はあるのか。
委員	・ 審議会の中から離れて活動する権限まであるのかどうか。 ・ 審議会の場に来てもらって意見を聞くことなどは経験したことがある。
事務局	・ 審議会規則の中で、審議会の場で意見を聴取することは出来るとしているが、外部での活動については規定がない。
委員長	・ 次回、令和7年度第1回までに指定管理対象案を事務局より提示するとのことなので、今回の意見や対象案に基づき議論を進めていきたいと思う。